

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年 8 月31日提出
【計算期間】	第22期特定期間 (自 平成20年12月 1 日 至 平成21年 5 月31日)
【ファンド名】	新光M R F (マネー・リザーブ・ファンド)
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 昭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03 - 3277 - 1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル
	年 2 回	日本
	年 4 回	北米
債券 一般	年 6 回（隔月）	欧州
公債 社債 その他債券	年12回（毎月）	アジア
クレジット属性 （ ）	日々	オセアニア
	その他（ ）	中南米
不動産投信		アフリカ
その他資産 （ ）		中近東（中東）
資産複合 （ ）		エマージング

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性の定義

債券 一般	目論見書又は投資信託約款において、債券に主として投資する旨の記載があるものであって、公債・社債・その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
日々	目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドは、投資対象である内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーなどへ直接投資を行ないます。その投資成果は解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



b. ファンドの特色

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

- 投資対象は、わが国の国債証券・政府保証付債券・適格有価証券・適格金融商品等とします。

適格有価証券	約款第15条第1項に定める有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の指定格付機関から第三位（A格相当）以上の長期格付または第二位（A-2格相当）以上の短期格付を受けているもの、もしくは格付のない場合には委託者が当該格付と同等の信用度を有すると判断したもの
適格金融商品	指定金銭信託を除き、約款第15条第2項に定める金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品

- 外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。
- 私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等への投資は行なわないものとします。

償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等をいいます。

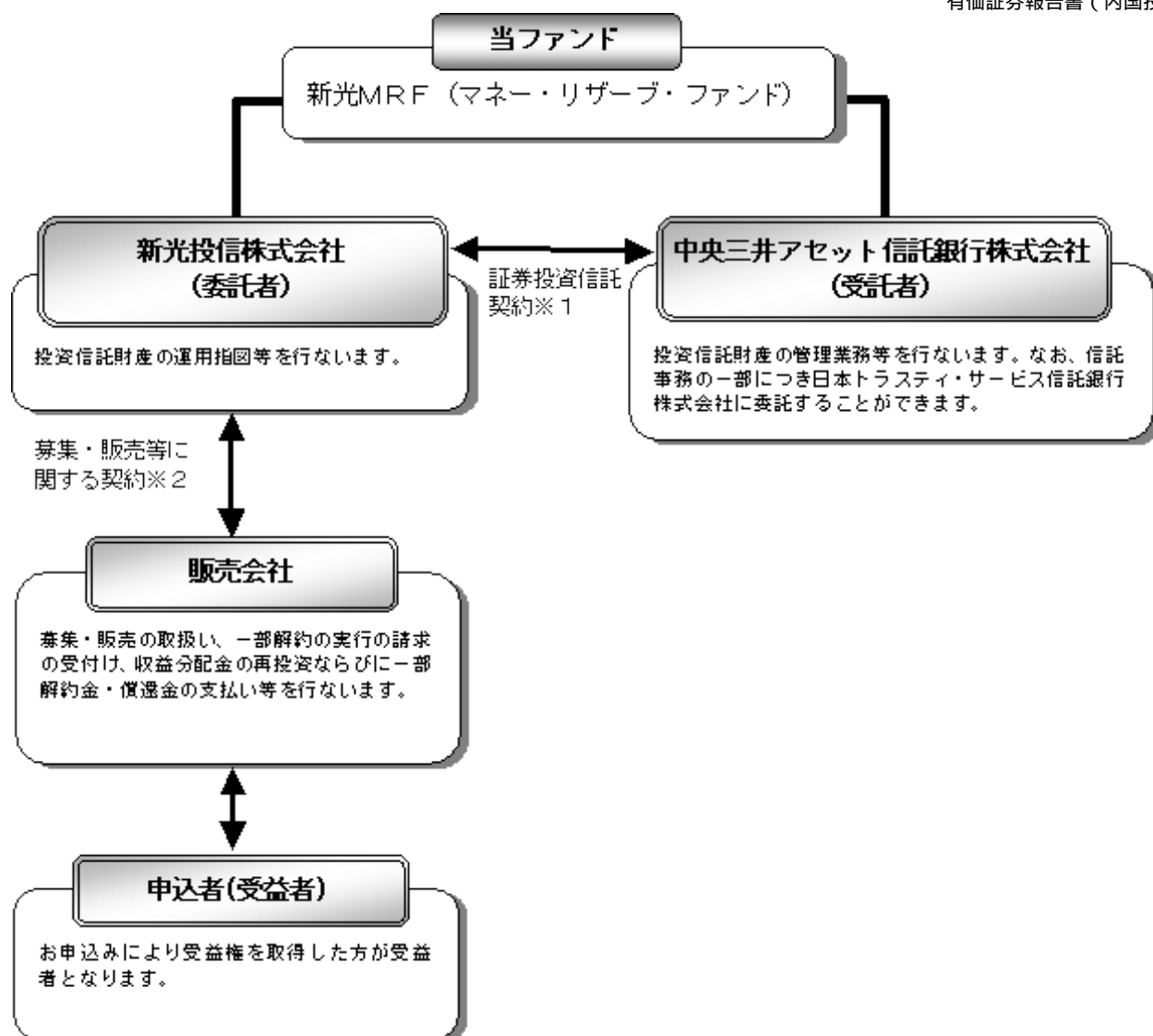
c. 信託金限度額

委託者は受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行なう募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約に係る業務の認可

平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ なし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更
(八)大株主の状況	

(本書提出日現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,393,462株	76.42%
株式会社新光総合研究所	東京都中央区日本橋1-17-10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、信用度が高く、残存期間の短い内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

投資することができる有価証券は、約款第15条第1項に定める有価証券とします。

同項に定める有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の指定格付機関から第三位（A格相当）以上の長期格付または第二位（A-2格相当）以上の短期格付を受けているもの、もしくは格付のない場合には委託者が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。

投資することができる金融商品は、約款第15条第2項に定める金融商品とします。

指定金銭信託を除き、同項に定める金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

(ロ) 投資態度

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行なわないものとします。

(ハ) 主な投資制限

わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行ないません。

指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行ないません。

投資信託財産に組入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得

た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入れ額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。

有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。

約款第18条の規定にかかる公社債の借入れの取引期間については、1年を超えないものとします。

有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。

適格有価証券のうち、2社以上の指定格付機関から第二位（AA格相当）以上の長期格付または最上位（A-1格相当）の短期格付を受けているものもしくは格付のない場合には委託者が当該格付と同等の信用度を有すると判断したもの（以下「第一種適格有価証券」といいます。）、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含む、下記 および において同じ。）への投資割合はこれらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの（以下「第二種適格有価証券」といいます。）および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の1%以下とします。

上記 および の組入れ制限には、約款第18条の規定による借入れにかかる公社債を含むものとします。

適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記 および の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記 または の適用を受ける有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の25%以下とします。

上記 、 、 および に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。

有価証券の貸付けは、約款第17条の範囲で行ないます。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる上記「b. 運用の方法、（イ）主要投資対象」の規定を準用します。

公社債の借入れは、約款第18条にしたがって行ないます。この場合において、借入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとし、投資割合には制限を設けません。

（2）【投資対象】

運用の指図範囲

（イ）委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 国債証券
2. 地方債証券

- 3．特別の法律により法人の発行する債券
 - 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および新株予約権付社債券を除きます。）
 - 5．コマーシャル・ペーパー
 - 6．外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 - 7．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 8．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 9．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 10．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 11．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

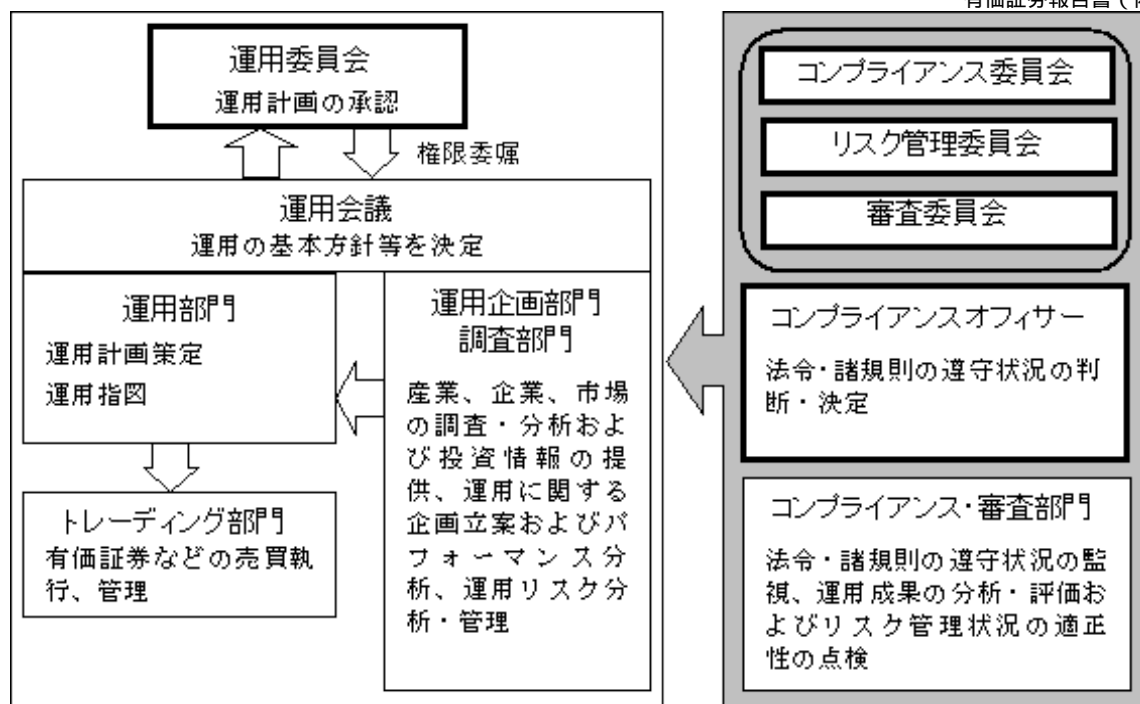
（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

- a．当ファンドの運用体制



平成21年8月31日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス・審査部は10名です。人員は今後変更になることがあります。

● PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス・審査部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

● DO

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行ないます。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行ないます。

● SEE

- ・コンプライアンス・審査部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行ない、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行ないます。
- ・コンプライアンス・審査部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行ないます。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

（４）【分配方針】

- a．収益分配は、原則として、投資信託財産から生じる利益の全額を、毎日分配します。
- b．投資信託財産から生ずる利益（第１号に掲げる収益等の合計額が第２号に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として投資信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（第１号の合計額が第２号の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。
 - １．毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
 - ２．毎計算期間における信託報酬、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用
- c．受益者の分配金は、原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる分をまとめ、課税対象者にかかる税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

（５）【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

- a．わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行ないません。
- b．指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行ないません。
- c．投資信託財産に組入れられた有価証券等の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入れ額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。

有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が１年を超えないように投資します。

約款第18条の規定にかかる公社債の借入れの取引期間については、１年を超えないものとします。
- d．有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。
- e．第一種適格有価証券、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含む、下記f．およびh．において同じ。）への投資割合はこれらの合計額が投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。
- f．第二種適格有価証券および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の１％以下とします。
- g．上記e．およびf．の組入れ制限には、約款第18条の規定による借入れにかかる公社債を含むものとします。
- h．適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が５営業日以内のものによる運用については、上記e．およびf．の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記e．またはf．の適用を受ける有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の25％以下とします。
- i．上記e．、f．、g．およびh．に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない

事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。

j．有価証券の貸付けは、約款第17条の範囲で行ないます。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる上記「（1）投資方針、b．運用の方法、（イ）主要投資対象」の規定を準用します。

k．公社債の借入れは、約款第18条にしたがって行ないます。この場合において、借入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。

l．外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとし、投資割合には制限を設けません。

m．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

n．外国為替予約の指図

委託者は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券が、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただし、この場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。

o．私募有価証券等への投資制限

委託者は、信託金を、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

p．公社債の貸付けの指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を下記（ロ）の範囲内で貸付の指図をすることができます。

（ロ）公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ハ）上記（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）委託者は、公社債の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

q．公社債の借入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

（ロ）借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借入れにかかる品借料は投資信託財産中より支払われます。

r．資金の借入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

（ロ）借入れの指図は、受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間あるいは受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間において、投資信託財産が当該投資信託財産にかかる解約代金の支払いに応ずるための資金手当（解約代金の支払いのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を借入残高の限度額として資金の借入れ（コール市場を通ずる場合を含む。）を行なう場合に限るものとします。

（ハ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

s．受託者の自己または利害関係人等との取引

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

（ロ）上記（イ）の取扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。従って、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

a．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b．信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d．カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。資産価格が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

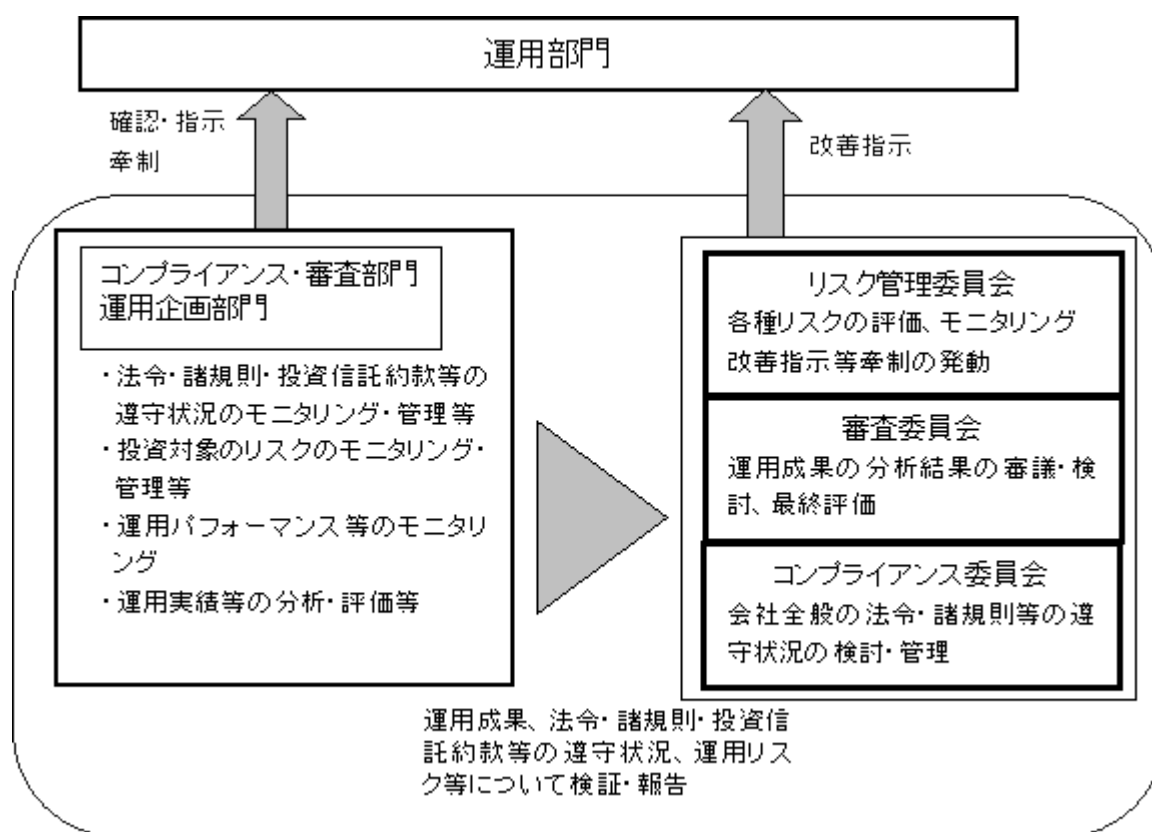
e．投資信託に関する一般的なリスク

- (イ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ロ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ハ) 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ニ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(2) リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行ないます。

運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行ないます。



4【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要
(詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。)

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料はありません。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	●信託報酬 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。	
	◎分配金にかかる税金	・分配金に対する所得税・地方税
ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金	●解約・償還時の手数料はありません。	
	◎解約代金*・償還金にかかる税金	・元本超過額に対する所得税・地方税 ・再投資前の分配金に対する所得税・地方税

* 受益者が別に定める契約を解除する場合にのみ、再投資前の分配金に対して課税されます。

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ご解約時の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

a . 信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の100以内の率（1.00%以内）とし次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

(イ) 各週の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の10を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年10,000分の20以下の場合には、年10,000分の20以内

の率（0.20%以内）とします。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、当該信託の日々の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率以内とします。

b．上記a．の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (信託報酬率が年率 0.20%の場合)	委託者	信託元本に対し年 0.0373%
	販売会社	信託元本に対し年 0.1460%
	受託者	信託元本に対し年 0.0167%

・販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、当該配分に対する消費税等に相当する金額を含みます。

平成21年6月30日時点での信託報酬率は、年率0.03%となっています。

（4）【その他の手数料等】

a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息ならびにこれら諸経費にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

b．投資信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、毎月の最終営業日または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

（5）【課税上の取扱い】

a．個人の受益者の場合

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行なわれます。

b．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

c．障害者等の少額貯蓄非課税制度（障害者等のマル優制度）について

当ファンドは障害者等のマル優制度適格の投資信託です。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成21年6月30日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
公社債券	国債証券	日 本		円	時価	%
				156,456,570,787		58.1
		小 計		円	-	%
				156,456,570,787		58.1

有価証券	コマーシャル・ペーパー	日 本	円取得価額に 57,997,624,209	未収利息を加算	% 21.5
		小 計	円 57,997,624,209	-	% 21.5
その他 資産	コール・ローン等	日 本	円負債控除後の 54,931,841,557	取得価額	% 20.4
-	純資産総額		円 269,386,036,553	-	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成21年 6 月30日現在）

順位	銘 柄 名	国・ 地域	種 類	額面（円）	帳 簿 価 額		評 価 額		利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
					単価 （円）	金 額 （円）	単価 （円）	金 額 （円）			
1	第26回国庫短期証券	日本	国債証券	18,000,000,000	99.98	17,997,588,668	99.98	17,997,588,668	0.0000	2009.07.27	6.68
2	第562回政府短期証券	日本	国債証券	16,100,000,000	99.99	16,099,295,983	99.99	16,099,295,983	0.0000	2009.07.10	5.97
3	第14回国庫短期証券	日本	国債証券	15,000,000,000	99.99	14,999,593,100	99.99	14,999,593,100	0.0000	2009.07.06	5.56
4	第31回国庫短期証券	日本	国債証券	15,000,000,000	99.98	14,997,704,230	99.98	14,997,704,230	0.0000	2009.08.04	5.56
5	第21回国庫短期証券	日本	国債証券	15,000,000,000	99.98	14,997,522,315	99.98	14,997,522,315	0.0000	2009.08.03	5.56
6	東北電力	日本	コマーシャル ・ペーパー	12,000,000,000	-	11,999,406,882	-	11,999,768,841	-	-	4.45
7	東日本旅客鉄道	日本	コマーシャル ・ペーパー	12,000,000,000	-	11,999,279,764	-	11,999,566,324	-	-	4.45
8	第16回国庫短期証券	日本	国債証券	11,400,000,000	99.99	11,399,316,685	99.99	11,399,316,685	0.0000	2009.07.13	4.23
9	関西電力	日本	コマーシャル ・ペーパー	10,000,000,000	-	9,999,386,330	-	9,999,731,516	-	-	3.71
10	四国電力	日本	コマーシャル ・ペーパー	10,000,000,000	-	9,998,756,834	-	9,998,896,045	-	-	3.71
11	九州電力	日本	コマーシャル ・ペーパー	9,000,000,000	-	8,999,570,979	-	8,999,785,485	-	-	3.34
12	第20回国庫短期証券	日本	国債証券	5,000,000,000	99.98	4,999,245,650	99.98	4,999,245,650	0.0000	2009.07.27	1.85
13	第22回国庫短期証券	日本	国債証券	5,000,000,000	99.97	4,998,878,470	99.97	4,998,878,470	0.0000	2009.08.10	1.85
14	第24回国庫短期証券	日本	国債証券	5,000,000,000	99.97	4,998,590,000	99.97	4,998,590,000	0.0000	2009.08.17	1.85
15	第27回国庫短期証券	日本	国債証券	5,000,000,000	99.97	4,998,534,180	99.97	4,998,534,180	0.0000	2009.08.24	1.85
16	第28回国庫短期証券	日本	国債証券	5,000,000,000	99.96	4,998,427,950	99.96	4,998,427,950	0.0000	2009.08.31	1.85
17	第15回国庫短期証券	日本	国債証券	5,000,000,000	99.93	4,996,703,130	99.93	4,996,703,130	0.0000	2009.10.09	1.85
18	第23回国庫短期証券	日本	国債証券	5,000,000,000	99.91	4,995,833,320	99.91	4,995,833,320	0.0000	2009.11.10	1.85
19	第29回国庫短期証券	日本	国債証券	4,000,000,000	99.96	3,998,613,016	99.96	3,998,613,016	0.0000	2009.09.07	1.48
20	第19回国庫短期証券	日本	国債証券	3,500,000,000	99.98	3,499,594,300	99.98	3,499,594,300	0.0000	2009.07.21	1.29
21	東京瓦斯	日本	コマーシャル ・ペーパー	3,000,000,000	-	2,999,961,780	-	2,999,974,520	-	-	1.11
22	第32回国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	99.96	2,998,902,192	99.96	2,998,902,192	0.0000	2009.09.14	1.11
23	第34回国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	99.96	2,998,866,168	99.96	2,998,866,168	0.0000	2009.09.18	1.11
24	第35回国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	99.96	2,998,829,016	99.96	2,998,829,016	0.0000	2009.09.29	1.11
25	第30回国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	99.91	2,997,530,103	99.91	2,997,530,103	0.0000	2009.12.10	1.11
26	第2回国庫短期証券	日本	国債証券	2,500,000,000	99.96	2,499,165,555	99.96	2,499,165,555	0.0000	2009.08.10	0.92

27	第8回国庫短期証券	日本	国債証券	2,500,000,000	99.94	2,498,687,901	99.94	2,498,687,901	0.0000	2009.09.10	0.92
28	中国電力	日本	コマーシャル・ペーパー	2,000,000,000	-	1,997,061,856	-	1,999,901,478	-	-	0.74
29	第443回割引短期国債	日本	国債証券	1,000,000,000	99.87	998,742,942	99.87	998,742,942	0.0000	2010.01.20	0.37
30	第440回割引短期国債	日本	国債証券	1,000,000,000	99.78	997,828,494	99.78	997,828,494	0.0000	2009.10.20	0.37

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種別投資比率（平成21年6月30日現在）

種 類	投資比率（％）
国 債 証 券	58.07
コマーシャル・ペーパー	21.52
合 計	79.60

株式業種別投資比率（平成21年6月30日現在）

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

（単位：円）

期 間		純資産総額 （分配落ち）	純資産総額 （分配付き）	基準価額 （分配落ち）	基準価額 （分配付き）
第3期特定期間	平成11年11月29日	58,101,925,405	-	10,000	-
第4期特定期間	平成12年 5月30日	61,790,634,053	-	10,000	-
第5期特定期間	平成12年11月29日	102,781,284,064	-	10,000	-
第6期特定期間	平成13年 5月30日	131,857,312,894	-	10,000	-
第7期特定期間	平成13年11月30日	98,821,361,698	-	10,000	-
第8期特定期間	平成14年 5月31日	117,642,411,514	-	10,000	-
第9期特定期間	平成14年11月30日	108,765,507,341	-	10,000	-
第10期特定期間	平成15年 5月31日	117,322,159,816	-	10,000	-
第11期特定期間	平成15年11月30日	162,614,380,199	-	10,000	-
第12期特定期間	平成16年 5月31日	193,389,882,937	-	10,000	-
第13期特定期間	平成16年11月30日	242,383,275,050	-	10,000	-
第14期特定期間	平成17年 5月31日	250,666,700,377	-	10,000	-
第15期特定期間	平成17年11月30日	350,523,835,976	-	10,000	-
第16期特定期間	平成18年 5月31日	310,601,868,485	-	10,000	-
第17期特定期間	平成18年11月30日	297,338,088,053	-	10,000	-
第18期特定期間	平成19年 5月31日	347,917,907,149	-	10,000	-
第19期特定期間	平成19年11月30日	308,397,053,965	-	10,000	-
第20期特定期間	平成20年 5月31日	305,238,995,286	-	10,000	-
第21期特定期間	平成20年11月30日	274,014,280,777	-	10,000	-

第22期特定期間	平成21年 5月31日	271,092,688,610	-	10,000	-
	平成20年6月末日	302,102,705,452	-	10,000	-
	平成20年7月末日	293,871,303,535	-	10,000	-
	平成20年8月末日	297,095,486,312	-	10,000	-
	平成20年9月末日	288,545,664,469	-	10,000	-
	平成20年10月末日	276,407,528,882	-	10,000	-
	平成20年11月末日	274,014,280,777	-	10,000	-
	平成20年12月末日	269,839,342,530	-	10,000	-
	平成21年1月末日	263,037,559,000	-	10,000	-
	平成21年2月末日	254,833,015,504	-	10,000	-
	平成21年3月末日	261,971,381,614	-	10,000	-
	平成21年4月末日	262,486,052,040	-	10,000	-
	平成21年5月末日	271,092,688,610	-	10,000	-
	平成21年6月末日	269,386,036,553	-	10,000	-

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第3期特定期間	平成11年 5月31日から 平成11年11月29日まで	2円62銭0厘
第4期特定期間	平成11年11月30日から 平成12年 5月30日まで	4円57銭0厘
第5期特定期間	平成12年 5月31日から 平成12年11月29日まで	5円28銭0厘
第6期特定期間	平成12年11月30日から 平成13年 5月30日まで	10円13銭1厘
第7期特定期間	平成13年 5月31日から 平成13年11月30日まで	0円81銭0厘
第8期特定期間	平成13年12月 1日から 平成14年 5月31日まで	0円42銭8厘
第9期特定期間	平成14年 6月 1日から 平成14年11月30日まで	0円24銭6厘
第10期特定期間	平成14年12月 1日から 平成15年 5月31日まで	0円28銭4厘
第11期特定期間	平成15年 6月 1日から 平成15年11月30日まで	0円30銭0厘
第12期特定期間	平成15年12月 1日から 平成16年 5月31日まで	0円23銭2厘
第13期特定期間	平成16年 6月 1日から 平成16年 11月30日まで	0円25銭1厘
第14期特定期間	平成16年12月 1日から 平成17年 5月31日まで	0円10銭3厘
第15期特定期間	平成17年 6月 1日から 平成17年11月30日まで	0円06銭0厘
第16期特定期間	平成17年12月 1日から 平成18年 5月31日まで	0円79銭2厘
第17期特定期間	平成18年 6月 1日から 平成18年11月30日まで	8円90銭4厘

第18期特定期間	平成18年12月 1日から 平成19年 5月31日まで	14円17銭9厘
第19期特定期間	平成19年 6月 1日から 平成19年11月30日まで	17円74銭5厘
第20期特定期間	平成19年12月 1日から 平成20年 5月31日まで	17円00銭6厘
第21期特定期間	平成20年 6月 1日から 平成20年11月30日まで	18円17銭1厘
第22期特定期間	平成20年12月 1日から 平成21年 5月31日まで	12円10銭9厘

【収益率の推移】

特定期間	決算期	収益率
第3期特定期間	平成11年 5月31日から 平成11年11月29日まで	0.02620%
第4期特定期間	平成11年11月30日から 平成12年 5月30日まで	0.04570%
第5期特定期間	平成12年 5月31日から 平成12年11月29日まで	0.05280%
第6期特定期間	平成12年11月30日から 平成13年 5月30日まで	0.10131%
第7期特定期間	平成13年 5月31日から 平成13年11月30日まで	0.00810%
第8期特定期間	平成13年12月 1日から 平成14年 5月31日まで	0.00428%
第9期特定期間	平成14年 6月 1日から 平成14年11月30日まで	0.00246%
第10期特定期間	平成14年12月 1日から 平成15年 5月31日まで	0.00284%
第11期特定期間	平成15年 6月 1日から 平成15年11月30日まで	0.00300%
第12期特定期間	平成15年12月 1日から 平成16年 5月31日まで	0.00232%
第13期特定期間	平成16年 6月 1日から 平成16年11月30日まで	0.00251%
第14期特定期間	平成16年12月 1日から 平成17年 5月31日まで	0.00103%
第15期特定期間	平成17年 6月 1日から 平成17年 11月30日まで	0.00060%
第16期特定期間	平成17年12月 1日から 平成18年 5月31日まで	0.00792%
第17期特定期間	平成18年 6月 1日から 平成18年11月30日まで	0.08904%
第18期特定期間	平成18年12月 1日から 平成19年 5月31日まで	0.14179%
第19期特定期間	平成19年 6月 1日から 平成19年11月30日まで	0.17745%
第20期特定期間	平成19年12月 1日から 平成20年 5月31日まで	0.17006%

第21期特定期間	平成20年 6月 1日から 平成20年11月30日まで	0.18171%
第22期特定期間	平成20年12月 1日から 平成21年 5月31日まで	0.12109%

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、分配金は、各特定期間における収益分配金（税引き前）の合計金額です。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成10年6月1日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成12年10月31日	株式会社大和銀行を受託者とし新光投信株式会社を委託者とする追加型公社債投資信託「太陽MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」の投資信託財産を統合し、名称を「新和光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」から「新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」に変更
平成12年11月15日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

取得申込者は、1円以上1円単位で、取得日の前日の基準価額で購入することができます。
取得日は、販売会社が取得申込金の受領を確認した時刻により異なります。

	販売会社が取得申込金の受領を確認 ^{*1} した時刻	
	申込締切時間 ^{*2} 以前	申込締切時間 ^{*2} 過ぎ
取得日	取得申込受付日 ^{*3}	取得申込受付日の翌営業日 ^{*4}

*1 「取得申込金の受領を確認」とは、販売会社で入金を確認され、かつ、入金に基づく所定の事務手続きが完了したものをいいます。

*2 「申込締切時間」は、取得申込受付日の午後3時30分以前で販売会社が定める時刻となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

*3 取得申込受付日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときには申込みに応じないものとします。

*4 取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、取得申込日の翌営業日以降、最初に取得にかかる基準価額が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設の上、取得の申込みを行ないます。

取得申込者は、当初申込時に、販売会社との間で新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）自動継続投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

証券総合口座の資金待機用ファンドとして当ファンドを買付ける場合、同口座取引約款に基づき自動買付けが行なわれます。

2 【換金（解約）手続等】

a . 一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付時間は、販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。ま

た、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

解約代金は、原則として元本部分のみとし、解約請求受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金は含まれません。ただし、別に定める契約を解除する場合には、解約代金は受益権に帰属する再投資前の収益分配金が含まれた金額となり、当該収益分配金に対して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>)に掲載されます。また、お問い合わせいただけます。基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(二) 一部解約金は、原則として、当該請求受付日の翌営業日から販売会社において受益者に支払われます。

即日引き出し(キャッシング)

販売会社によっては、受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受け取ることを希望する場合には、当該一部解約金を当該請求受付日に受益者に支払うことができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

(ホ) 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるものとします。

(ヘ) 上記(ホ)により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった一部解約の実行の請求で、かつ約款第39条第2項の規定に基づかない場合の請求については、その請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受付けることができる日とします。）に販売会社が約款第39条第2項の規定に基づかない一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

b. 受益権の買取り

買取請求による換金はできません。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
 インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

（５）【その他】

a．信託の終了（信託契約の解約）

（イ）委託者は、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの信託契約を解約しようとするときは、約款第43条第2項から第5項の規定にしたがいます。

（ロ）委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第43条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

（ハ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ニ）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第48条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

（ホ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．信託約款の変更

（イ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ロ）委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）の規定にしたがいます。

c．異議申立ておよび受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a．信託の終了」または「b．信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d．運用報告書

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項第3号の規定に基づき、運用報告書を作成しておりません。

当ファンドの運用内容は、月次で開示されており、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）にて入手・閲覧可能です。

e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

h．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

2【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

（イ）原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金が、当月の最終営業日に販売会社に交付されます。

（ロ）販売会社は、別に定める契約に基づき、各受益者ごとに収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応ずるものとします。なお、この場合における1口当たりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。

- (ハ) 上記(ロ)の規定にかかわらず、販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、当該取得の申込みを、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が、当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。
- (ニ) 販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が、当該別に定める契約を解除する場合において、当該受益者が保有する収益分配金があるときは、あるいは信託終了時において、受益者が保有する収益分配金があるときは、上記(イ)および(ロ)の規定にかかわらず、その際に当該受益者に支払います。
- (ホ) 上記(ニ)の規定に基づき別に定める契約の解除にかかる受益者に支払うべき収益分配金は、原則として、解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日から、販売会社において受益者に支払うものとします。
- (ヘ) 上記(ニ)の規定に基づき信託終了時において受益者に支払うべき収益分配金は、信託終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に販売会社において受益者に支払うものとします。
- (ト) 受益者が、上記(ホ)および(ヘ)に規定する収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

b. 一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、原則として、受益者の請求を受付けた日の翌営業日から販売会社において受益者に支払います。

ただし、販売会社（委託者が別に定める販売会社を除きます。）が受益者からの一部解約の実行の請求（受益者が新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）自動継続投資契約を解除することにより、自己に帰属する受益権の全部について行なう一部解約の実行の請求を除きます。）を午後零時（正午）以前に受付けた場合で、当該受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合には、販売会社は当該一部解約金を当該請求受付日に受益者に支払います。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に販売会社において受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第21期特定期間（平成20年6月1日から平成20年11月30日まで）及び第22期特定期間（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）について内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期特定期間（平成20年6月1日から平成20年11月30日まで）及び第22期特定期間（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1【財務諸表】

新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）財務諸表

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第21期特定期間末 (平成20年11月30日現在)	第22期特定期間末 (平成21年 5月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	299,709	691,338
コール・ローン	60,921,000,000	35,723,000,000
国債証券	131,916,655,486	180,446,513,146
コマーシャル・ペーパー	51,939,351,770	33,997,447,761
現先取引勘定	9,997,840,000	-
未収利息	1,421,310	176,166
その他未収収益	765,477	330,279
差入保証金	20,246,631,568	25,926,246,668
流動資産合計	275,023,929,320	276,094,405,358
資産合計	275,023,929,320	276,094,405,358
負債の部		
流動負債		
未払金	998,719,000	4,997,655,000
未払収益分配金	8,494,440	3,307,330
未払受託者報酬	195,939	55,704
未払委託者報酬	2,168,841	612,741
その他未払費用	70,323	85,973
流動負債合計	1,009,648,543	5,001,716,748
負債合計	1,009,648,543	5,001,716,748
純資産の部		
元本等		
元本	274,014,256,684	271,092,683,099
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	24,093	5,511
元本等合計	274,014,280,777	271,092,688,610
純資産合計	274,014,280,777	271,092,688,610
負債純資産合計	275,023,929,320	276,094,405,358

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第21期特定期間 自平成20年 6月 1日 至平成20年11月30日	第22期特定期間 自平成20年12月 1日 至平成21年 5月31日
営業収益		
受取利息	364,743,828	125,755,139
有価証券売買等損益	386,463,268	220,259,560
その他収益	65,740,556	37,586,732
営業収益合計	816,947,652	383,601,431
営業費用		
受託者報酬	23,074,796	4,298,869
委託者報酬	253,437,438	47,366,776
その他費用	4,494,644	5,534,231
営業費用合計	281,006,878	57,199,876
営業利益	535,940,774	326,401,555
経常利益	535,940,774	326,401,555
当期純利益	535,940,774	326,401,555
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	15,616	24,093
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	535,932,297	326,420,137
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	24,093	5,511

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第21期特定期間 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	第22期特定期間 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及びコマーシャル・ペーパー個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。	国債証券及びコマーシャル・ペーパー 同左

(表示方法の変更)

第21期特定期間 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	第22期特定期間 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日
現金担保付債券貸借取引に係る担保金は、前特定期間までは「借入有価証券担保金」で表示しておりましたが、EDINETへのXBRL導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上するため、当特定期間より「差入保証金」で表示しております。	—

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第21期特定期間末 [平成20年11月30日現在]	第22期特定期間末 [平成21年 5月31日現在]
1. 差入保証金	現金担保付債券貸借取引に係る担保金であります。20,246,631,568円の現金を担保に供し、有価証券20,246,631,568円を借入れております。	現金担保付債券貸借取引に係る担保金であります。25,926,246,668円の現金を担保に供し、有価証券25,926,246,668円を借入れております。
2. 期首元本額	305,238,979,670円	274,014,256,684円
期中追加設定元本額	824,758,518,822円	720,575,153,168円
期中一部解約元本額	855,983,241,808円	723,496,726,753円
3. 特定期間末日における受益権の総数	274,014,256,684口	271,092,683,099口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第21期特定期間 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	第22期特定期間 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日
分配金の計算過程	日々決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を収益分配金に充当しております。 なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計額は535,956,390円、分配金額の合計額は535,932,297円であります。	日々決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を収益分配金に充当しております。 なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計額は326,425,648円、分配金額の合計額は326,420,137円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第21期特定期間末 [平成20年11月30日現在]		第22期特定期間末 [平成21年 5月31日現在]	
	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	131,916,655,486	1,968,011	180,446,513,146	1,030,746

コマーシャル・ペーパー	51,939,315,770	949,351	33,997,447,761	148,307
合 計	183,855,971,256	2,917,362	214,443,960,907	1,179,053

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

区 分	第21期特定期間 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	第22期特定期間 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日
	該当事項はありません。	同左

取引の時価等に関する事項

種 類	第21期特定期間末 [平成20年11月30日現在]	第22期特定期間末 [平成21年 5月31日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第21期特定期間 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	第22期特定期間 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第21期特定期間末 [平成20年11月30日現在]	第22期特定期間末 [平成21年 5月31日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0000円 (10,000円)	1.0000円 (10,000円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備 考
国債証券	第2回国庫短期証券	2,500,000,000	2,498,539,905	
	第4回国庫短期証券	500,000,000	499,072,932	
	第6回国庫短期証券	4,000,000,000	3,999,999,776	
	第6回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,999,800	
	第6回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,999,800	
	第6回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,999,920	
	第6回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,999,920	
	第7回国庫短期証券	4,000,000,000	3,999,793,632	
	第7回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,856,100	
	第7回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,856,100	
	第8回国庫短期証券	2,500,000,000	2,498,133,591	
	第9回国庫短期証券	4,000,000,000	3,999,617,792	

第10回国庫短期証券	500,000,000	498,912,880	
第12回国庫短期証券	4,000,000,000	3,999,385,960	
第12回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,567,495	
第12回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,567,495	
第13回国庫短期証券	4,000,000,000	3,999,164,648	
第14回国庫短期証券	5,000,000,000	4,998,832,600	
第14回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,160,000	
第14回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,160,000	
第15回国庫短期証券	5,000,000,000	4,995,714,180	
第16回国庫短期証券	5,000,000,000	4,998,684,435	
第17回国庫短期証券	3,000,000,000	2,999,967,528	
第17回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,958,595	
第17回国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,958,595	
第18回国庫短期証券	500,000,000	498,827,460	
第19回国庫短期証券	3,500,000,000	3,498,986,050	
第20回国庫短期証券	5,000,000,000	4,998,375,350	
第21回国庫短期証券	5,000,000,000	4,998,228,125	
第22回国庫短期証券	5,000,000,000	4,998,037,570	
第23回国庫短期証券	5,000,000,000	4,994,886,520	
第24回国庫短期証券	5,000,000,000	4,997,690,000	
第25回国庫短期証券	500,000,000	498,834,612	

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備 考
国債証券	第26回国庫短期証券	5,000,000,000	4,998,533,330	
	第26回国庫短期証券	3,000,000,000	2,999,119,998	
	第26回国庫短期証券	5,000,000,000	4,998,576,660	
	第26回国庫短期証券	5,000,000,000	4,998,576,660	
	第27回国庫短期証券	5,000,000,000	4,997,719,980	
	第28回国庫短期証券	5,000,000,000	4,997,655,000	
	第436回割引短期国債	500,000,000	499,804,140	
	第437回割引短期国債	500,000,000	499,545,806	
	第438回割引短期国債	500,000,000	499,356,685	
	第440回割引短期国債	1,000,000,000	997,241,664	
	第441回割引短期国債	500,000,000	498,968,000	
	第442回割引短期国債	500,000,000	498,770,177	
	第443回割引短期国債	1,000,000,000	998,557,212	
	第556回政府短期証券	2,000,000,000	1,999,768,522	
	第562回政府短期証券	2,500,000,000	2,499,476,546	
	第562回政府短期証券	5,000,000,000	4,999,036,700	
	第562回政府短期証券	5,000,000,000	4,999,036,700	
国 債 証 券 小 計		180,500,000,000	180,446,513,146	
コマーシャル・ペーパー	東日本旅客鉄道	5,000,000,000	4,999,922,740	
	中部電力	2,000,000,000	1,999,515,866	
	関西電力	10,000,000,000	9,999,463,042	
	中国電力	2,000,000,000	1,999,409,058	
	四国電力	5,000,000,000	4,999,558,949	
	九州電力	10,000,000,000	9,999,578,106	
コマーシャル・ペーパー 小 計		34,000,000,000	33,997,447,761	
有 価 証 券 合 計		214,500,000,000	214,443,960,907	

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年6月30日現在）

資産総額	269,387,251,610	円
負債総額	1,215,057	円
純資産総額（ - ）	269,386,036,553	円
発行済口数	269,386,020,558	口
1万口当たり純資産額（ / ）	10,000	円

第5 【設定及び解約の実績】

特定期間	決算期	設定口数	解約口数
第3期特定期間	平成11年 5月31日から 平成11年11月29日まで	545,528,896,231口	514,042,783,540口
第4期特定期間	平成11年11月30日から 平成12年 5月30日まで	667,609,557,899口	663,920,848,738口
第5期特定期間	平成12年 5月31日から 平成12年11月29日まで	498,649,658,624口	504,944,587,114口
第6期特定期間	平成12年11月30日から 平成13年 5月30日まで	868,813,249,849口	839,737,143,417口
第7期特定期間	平成13年 5月31日から 平成13年11月30日まで	598,271,894,337口	631,307,842,385口
第8期特定期間	平成13年12月 1日から 平成14年 5月31日まで	674,244,161,967口	655,423,114,210口
第9期特定期間	平成14年 6月 1日から 平成14年11月30日まで	566,426,955,533口	575,303,856,601口
第10期特定期間	平成14年12月 1日から 平成15年 5月31日まで	664,273,012,137口	655,716,358,111口
第11期特定期間	平成15年 6月 1日から 平成15年11月30日まで	865,916,266,896口	820,624,045,760口
第12期特定期間	平成15年12月 1日から 平成16年 5月31日まで	1,035,285,377,362口	1,004,509,875,886口
第13期特定期間	平成16年 6月 1日から 平成16年11月30日まで	949,092,952,191口	900,099,579,159口
第14期特定期間	平成16年12月 1日から 平成17年 5月31日まで	979,803,143,910口	971,519,703,068口
第15期特定期間	平成17年 6月 1日から 平成17年 11月30日まで	1,323,736,012,913口	1,223,878,888,384口
第16期特定期間	平成17年12月 1日から 平成18年 5月31日まで	1,517,830,046,231口	1,557,752,008,645口
第17期特定期間	平成18年 6月 1日から 平成18年11月30日まで	1,038,393,257,760口	1,051,657,045,334口
第18期特定期間	平成18年12月 1日から 平成19年 5月31日まで	1,360,992,447,511口	1,310,412,630,718口
第19期特定期間	平成19年 6月 1日から 平成19年11月30日まで	1,217,849,291,883口	1,257,370,152,824口
第20期特定期間	平成19年12月 1日から 平成20年 5月31日まで	896,488,390,026口	899,646,434,058口
第21期特定期間	平成20年 6月 1日から 平成20年11月30日まで	824,758,518,822口	855,983,241,808口
第22期特定期間	平成20年12月 1日から 平成21年 5月31日まで	720,575,153,168口	723,496,726,753口

(注)平成12年10月31日に太陽MR F（受益券47,285,536,368口）を統合し、発行口数に含めております。

第三部 【特別情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a．資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

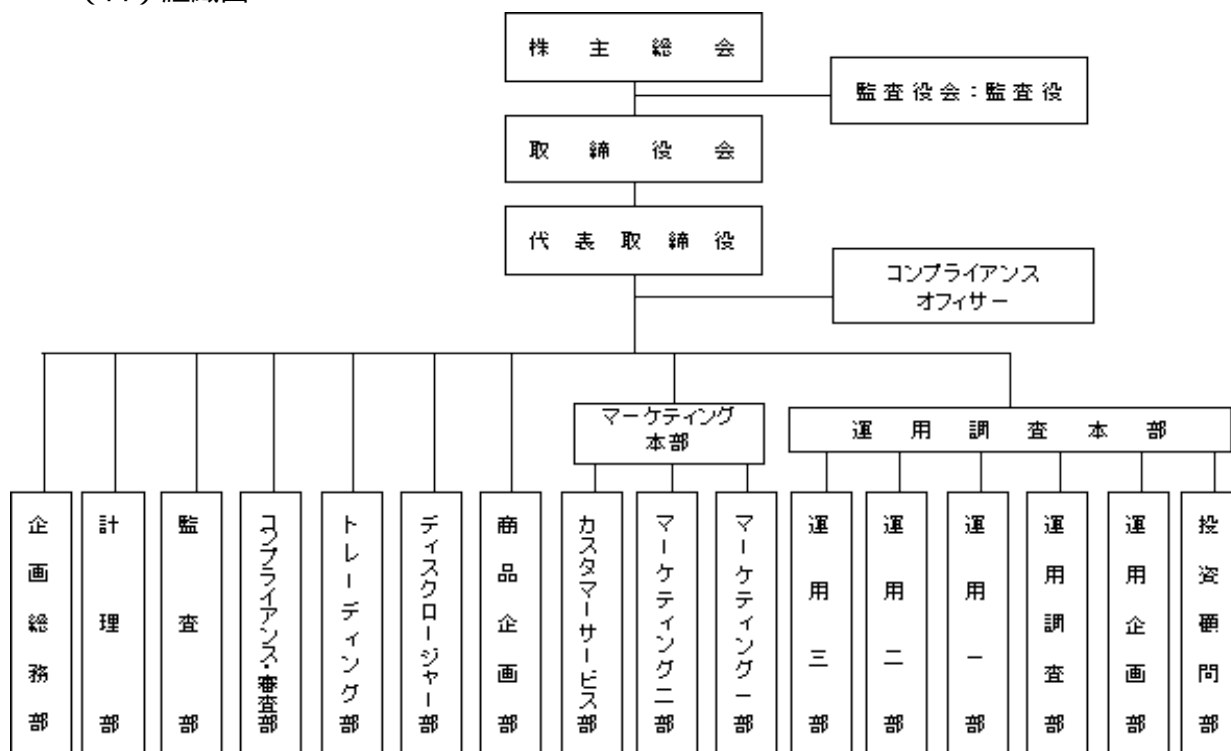
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

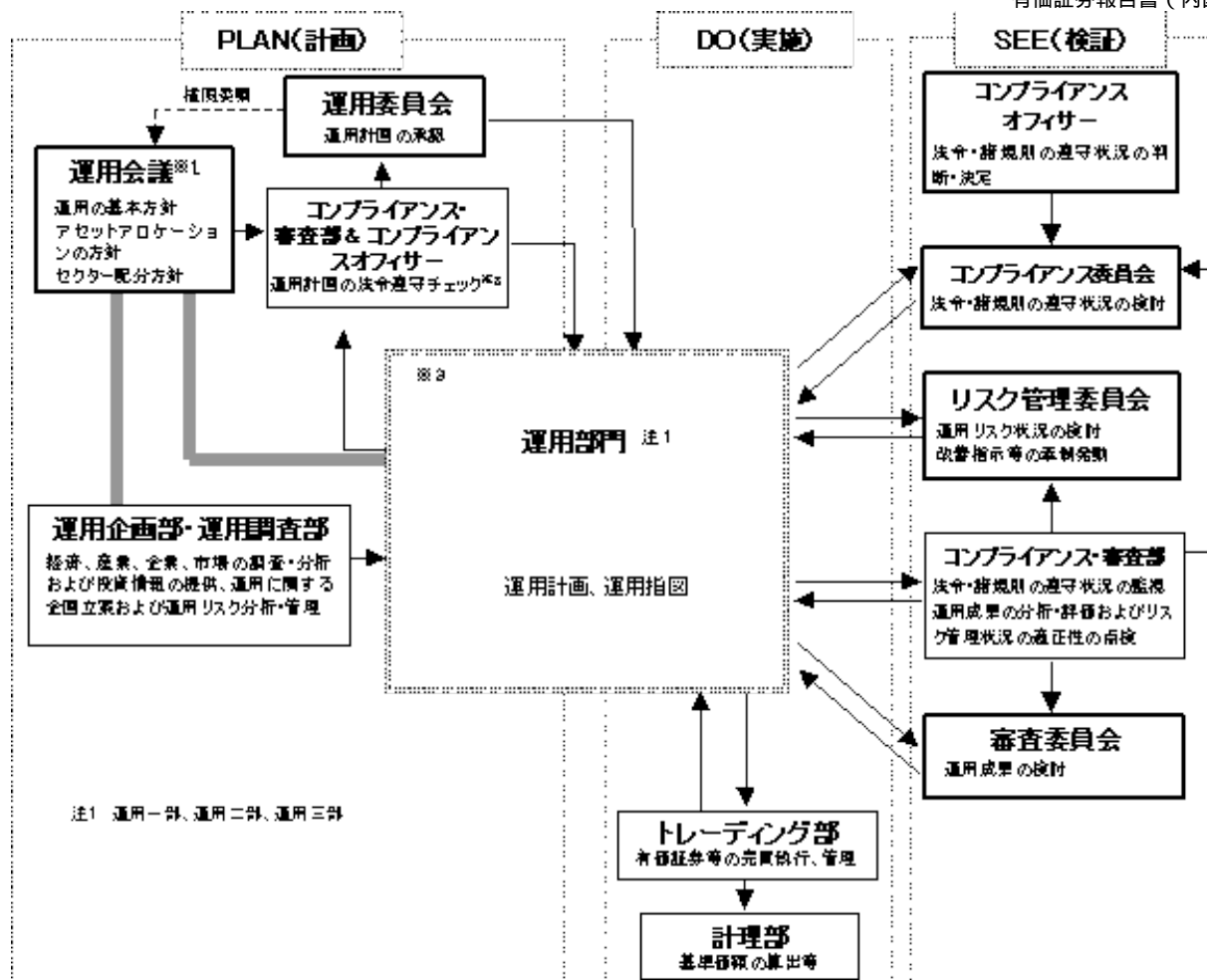
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス・審査部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年6月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成21年6月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	152	1,437,851
株式投資信託（合計）	123	1,026,282
単位型	2	8,984
追加型	121	1,017,298
公社債投資信託（合計）	29	411,568
単位型	2	1,174
追加型	27	410,394

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人保森会計事務所の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

（1）【貸借対照表】

		第48期 (平成20年3月31日)		第49期 (平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)						
流動資産						
現金及び預金			4,433,825			4,283,840
有価証券			10,923,754			9,625,456
貯蔵品			-			7,563
前払金			24,501			29,862
前払費用			14,672			16,515
未収入金			537			574,913
未収委託者報酬			1,939,794			1,009,712
未収収益			35,695			6,983
繰延税金資産			207,652			35,449
その他			5,559			207
流動資産計			17,585,993	67.6		15,590,505
69.0						
固定資産						
有形固定資産			62,235	0.3		149,359
建物	2	26,479			37,992	
器具・備品	2	35,756			40,940	
リース資産	2	-			70,426	
無形固定資産			163,335	0.6		121,322
電話加入権			91		91	
ソフトウェア	3	163,244			121,230	
投資その他の資産			8,201,355	31.5		6,723,288
投資有価証券		7,089,236			5,721,741	
関係会社株式		77,100			77,100	
長期貸付金		1,465			767	
長期前払費用		303			1,816	
長期未収入金		26,400			19,200	
長期差入保証金		123,399			111,056	
長期繰延税金資産		-			278,400	

前払年金費用	355,950		485,705		
長期性預金	500,000		-		
その他	27,500		27,500		
固定資産計		8,426,926	32.4	6,993,969	31.0
資産合計		26,012,920	100.0	22,584,475	100.0

		第48期 (平成20年3月31日)		第49期 (平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		12,823		13,096	
リース債務		-		31,681	
未払金		1,341,353		712,738	
未払収益分配金		1,258		1,398	
未払償還金		127,719		97,416	
未払手数料	1	1,039,572		543,310	
その他未払金		172,802		70,614	
未払費用	1	110,089		66,054	
未払法人税等		691,961		1,900	
賞与引当金		245,300		112,600	
役員賞与引当金		32,000		9,000	
その他流動負債		23,997		-	
流動負債計		2,457,524	9.4	947,072	4.2
固定負債					
長期リース債務		-		39,847	
繰延税金負債		43,170		-	
退職給付引当金		185,524		172,869	
役員退職慰労引当金		57,166		54,958	
執行役員退職慰労引当金		76,500		97,916	
固定負債計		362,361	1.4	365,592	1.6
負債合計		2,819,886	10.8	1,312,664	5.8
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		4,524,300	17.4	4,524,300	20.0
資本剰余金		2,761,700	10.6	2,761,700	12.2
資本準備金		2,761,700		2,761,700	
利益剰余金		15,539,426	59.7	14,491,097	64.2
利益準備金		360,493		360,493	
その他利益剰余金		15,178,933		14,130,604	
別途積立金		12,118,000		12,118,000	
繰越利益剰余金		3,060,933		2,012,604	
自己株式		4,616	0.0	4,616	0.0
株主資本合計		22,820,810	87.7	21,772,481	96.4
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		372,224		500,670	
評価・換算差額等合計		372,224	1.5	500,670	2.2
純資産合計		23,193,034	89.2	21,271,810	94.2
負債・純資産合計		26,012,920	100.0	22,584,475	100.0

(2) 【損益計算書】

		第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)			第49期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業収益	1		14,374,812	100.0		9,887,702	100.0
委託者報酬			10,965			9,363	
その他営業収益			14,385,778			9,897,065	
営業収益計							
営業費用			8,411,774		5,837,722		
支払手数料			311,260		205,698		
広告宣伝費			2,777		2,786		
公告費			674,282		573,801		
調査費			227,374		255,008		
調査費			439,682		311,653		
委託調査費		7,225		7,139			
図書費			271,821		270,091		
委託計算費			231,636		233,927		
営業雑経費			36,001		37,754		
通信費			165,972		167,544		
印刷費			8,068		10,002		
協会費			3,042		3,078		
諸会費			18,551		15,547		
その他			9,903,552	68.9		7,124,027	72.0
営業費用計							
一般管理費	2		1,315,872			1,290,562	
給料							
役員報酬		92,870		91,015			
給料・手当		1,011,601		1,068,065			
賞与		211,401		131,482			
交際費			22,313		15,122		
寄付金			6,887		6,228		
旅費交通費			80,261		75,297		
租税公課			100,161		54,854		
不動産賃借料			172,666		193,402		
賞与引当金繰入			245,300		112,600		
役員賞与引当金繰入			32,000		9,000		
役員退職慰労引当金繰入			30,200		26,791		
退職給付費用			89,752		127,318		
減価償却費			62,851		102,328		
諸経費			405,231		379,150		
一般管理費計			2,563,498	17.8	2,392,656	24.2	
営業利益			1,918,726	13.3	380,381	3.8	

		第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)			第49期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業外収益							
受取配当金			152,404			41,437	
有価証券利息			89,726			55,679	
受取利息			28,590			43,909	

時効成立分配金・償還金			50,555			24,672	
雑益			6,789			3,178	
営業外収益計			328,066	2.3		168,878	1.7
営業外費用							
支払利息			-			2,538	
時効成立後支払分配金・償還金			20,051			29,547	
雑損			482			1,457	
営業外費用計			20,533	0.1		33,543	0.3
経常利益			2,226,258	15.5		515,715	5.2
特別利益							
投資有価証券売却益			527,548			241,990	
貸倒引当金戻入益			208			-	
特別利益計			527,756	3.6		241,990	2.4
特別損失							
固定資産除却損	3		673			599	
投資有価証券売却損			1,639			3,180	
投資有価証券評価損			-			7,890	
電話加入権評価損			242			-	
特別損失計			2,555	0.0		11,669	0.1
税引前当期純利益			2,751,460	19.1		746,036	7.5
法人税、住民税及び事業税	4	1,073,360			22,672		
法人税等調整額		75,379	1,148,740	8.0	222,333	245,005	2.4
当期純利益			1,602,720	11.1		501,030	5.1

（３）【株主資本等変動計算書】

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
			利益 準備金	その他利益剰余金		
		資本 準備金		特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成19年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						1,093,665
当期純利益						1,602,720
特別償却準備金の取崩				1,414		1,414
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）						
事業年度中の変動額 合計（千円）				1,414		510,469
平成20年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	-	12,118,000	3,060,933

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成19年3月31日 残高（千円）	4,616	22,311,755	1,109,292	23,421,048
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		1,093,665		1,093,665
当期純利益		1,602,720		1,602,720
特別償却準備金の取崩		-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）			737,068	737,068
事業年度中の変動額 合計（千円）		509,054	737,068	228,013
平成20年3月31日 残高（千円）	4,616	22,820,810	372,224	23,193,034

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成20年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	3,060,933
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					1,549,359
当期純利益					501,030
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）					
事業年度中の変動額 合計（千円）					1,048,328
平成21年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,012,604

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成20年3月31日 残高（千円）	4,616	22,820,810	372,224	23,193,034
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		1,549,359		1,549,359
当期純利益		501,030		501,030

株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）			872,894	872,894
事業年度中の変動額 合計（千円）		1,048,328	872,894	1,921,223
平成21年3月31日 残高（千円）	4,616	21,772,481	500,670	21,271,810

重要な会計方針

項目	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却原 価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2．固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 定率法。但し、平成10年4月1日以 降に取得した建物（建物附属設備 を除く）については、定額法。なお、 主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 （会計方針の変更） 平成19年度法人税法の改正に伴 い「減価償却に関する当面の監査 上の取扱い」（日本公認会計士協 会監査・保証実務委員会報告第81 号 平成19年4月25日）が平成19年 4月1日以降終了する事業年度か ら適用されることになったことか ら、当期より同取扱いを適用し、平 成19年4月1日以降に取得した有 形固定資産については、改正後の法 人税法に基づく減価償却の方法に 変更しております。これによる損益 に与える影響は軽微であります。	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以 降に取得した建物（建物附属設備 を除く）については、定額法。なお、 主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年

重要な会計方針

項目	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	(追加情報) 平成19年度法人税法改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日)が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。 ——	(2)無形固定資産 同左 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)役員賞与引当金 同左

重要な会計方針

項目	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
----	---------------------------------------	---------------------------------------

3．引当金の計上基準	(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。	(4)退職給付引当金 同左 (5)役員退職慰労引当金 同左 (6)執行役員退職慰労引当金 同左
4．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	——
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理方法 同左

会計処理方法の変更

第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
--	--

—	（棚卸資産の評価に関する会計基準） 当期から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 （リース取引に関する会計基準） 当期から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。（リース取引に関する会計基準の適用指針第78項）
---	---

表示方法の変更

第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
—	（貸借対照表） 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）が適用となることに伴い、当期から「貯蔵品」として区分掲記しております。なお、前期の「その他」に含まれる「貯蔵品」は3,736千円であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第48期 （平成20年3月31日）	第49期 （平成21年3月31日）																						
1．区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未払手数料</td><td>876,116千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>4,915千円</td></tr> </table> 2．有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>69,159千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>326,412千円</td></tr> </table> 3．無形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>81,323千円</td></tr> </table>	未払手数料	876,116千円	未払費用	4,915千円	建物	69,159千円	器具備品	326,412千円	ソフトウェア	81,323千円	1．区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未払手数料</td><td>445,736千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>3,523千円</td></tr> </table> 2．有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>77,409千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>332,202千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>31,652千円</td></tr> </table> 3．無形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>131,057千円</td></tr> </table>	未払手数料	445,736千円	未払費用	3,523千円	建物	77,409千円	器具備品	332,202千円	リース資産	31,652千円	ソフトウェア	131,057千円
未払手数料	876,116千円																						
未払費用	4,915千円																						
建物	69,159千円																						
器具備品	326,412千円																						
ソフトウェア	81,323千円																						
未払手数料	445,736千円																						
未払費用	3,523千円																						
建物	77,409千円																						
器具備品	332,202千円																						
リース資産	31,652千円																						
ソフトウェア	131,057千円																						

（損益計算書関係）

第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 7,030,935千円 2．役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内 3．固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 673千円 4．法人税、住民税及び事業税1,073,360千円のうち法人税は733,532千円、住民税は155,739千円、事業税184,088千円であります。	1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,724,024千円 2．役員報酬の範囲額 同左 3．固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 599千円 4．法人税、住民税及び事業税22,672千円のうち法人税は13,082千円、住民税は6,507千円、事業税3,082千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	-	-	474

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	-	-	474

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(リース取引関係)

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「 2 . 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。												
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額													
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累 計 額 相 当 額 (千円)</td><td>期末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>152,354</td><td>56,731</td><td>95,623</td></tr><tr><td>合計</td><td>152,354</td><td>56,731</td><td>95,623</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累 計 額 相 当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具備品	152,354	56,731	95,623	合計	152,354	56,731	95,623	
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累 計 額 相 当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)										
器具備品	152,354	56,731	95,623										
合計	152,354	56,731	95,623										
(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 30,070千円 1年超 67,456千円 合計 97,527千円													
(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 27,621千円 減価償却費相当額 26,089千円 支払利息相当額 2,150千円													
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。													
(5)利息相当額の算定方法													

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
(減損損失について)
リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

第48期（平成20年3月31日）

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	6,402,910	6,407,200	4,289
	(3)その他	-	-	-
	小計	6,402,910	6,407,200	4,289
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,118	499,800	318
	(2)社債	4,500,562	4,497,210	3,352
	(3)その他	-	-	-
	小計	5,000,681	4,997,010	3,671
合計		11,403,591	11,404,210	618

2．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	45,457	60,858	15,400
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,032,733	2,544,471	511,738
	小計	2,078,190	2,605,329	527,139
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	3,271,046	3,144,344	126,701
	小計	3,271,046	3,144,344	126,701
合計		5,349,237	5,749,674	400,437

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
2,163,885	527,548	1,639

4．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1．満期保有目的の債券	-

2．その他有価証券	
(1)非上場株式	341,418
(2)MMF	518,306
3．関係会社株式	77,100

5．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1．債券				
(1)国債・地方債等	500,118	-	-	-
(2)社債	9,905,329	998,143	-	-
(3)その他	-	-	-	-
2．その他 投資信託	-	-	-	-
合計	10,405,448	998,143	-	-

第49期（平成21年3月31日）

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1)国債・地方債等	301,581	301,950	369
	(2)社債	2,522,607	2,523,810	1,203
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,824,188	2,825,760	1,572
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	2,304,962	2,299,690	5,272
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,304,962	2,299,690	5,272
合計		5,129,150	5,125,450	3,700

2．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	45,457	55,676	10,219
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	535,458	580,788	45,330
	小計	580,915	636,464	55,549
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,674,256	4,774,548	899,708
	小計	5,674,256	4,774,548	899,708
合計		6,255,171	5,411,012	844,158

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,008,498	278,250	37,002

４．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
１．満期保有目的の債券 コマーシャル・ペーパー	3,995,353
２．その他有価証券	
(1)非上場株式	310,728
(2)ＦＦＦ	500,952
３．関係会社株式	77,100

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超１０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
１．債券				
(1)国債・地方債等	301,581	-	-	-
(2)社債	4,827,569	-	-	-
(3)その他	3,995,353	-	-	-
２．その他 投資信託	-	203,060	-	-
合計	9,124,503	203,060	-	-

（注）当期において、有価証券について7,890千円（その他有価証券のうち時価のない株式 7,890千円）減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

	第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
	千円	千円
(1)退職給付債務	858,532	867,908
(2)年金資産	809,433	741,559
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)	49,099	126,349
(4)未認識数理計算上の差異	368,695	563,607
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）	149,170	124,422
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5)	170,425	312,835
(7)前払年金費用	355,950	485,705

(8)退職給付引当金(6) - (7)	185,524	172,869
---------------------	---------	---------

３．退職給付費用に関する事項

	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	千円	千円
(1)勤務費用	80,719	88,007
(2)利息費用	15,232	17,170
(3)期待運用収益(減算)	16,598	16,188
(4)数理計算上の差異の費用処理額	23,562	50,599
(5)過去勤務債務の費用処理額	24,747	24,747
(6)退職給付費用(1) + (2) - (3) + (4) + (5)	78,167	114,840
(7)その他	11,585	12,477
計(6) + (7)	89,752	127,318

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(第48期 30,416千円, 第49期 27,666千円)については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務の計算基礎

	第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.0%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

(税効果会計関係)

第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
----------------------	----------------------

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 112,833 減価償却費限度超過額 12,223 退職給付引当金損金算入限度超過額 106,617 受益証券発行費否認 9,361 投資有価証券評価損否認 134,724 非上場株式評価損否認 55,053 その他投資評価損否認 6,109 未払事業税否認 57,176 確定拠出年金移換資産否認 9,764 その他 <u>44,181</u> 繰延税金資産小計 548,046 評価性引当額 <u>75,567</u> 繰延税金資産計 <u>472,479</u> 繰延税金負債 前払年金資産認容額 144,836 有価証券評価差額 162,938 その他 <u>224</u> 繰延税金負債計 <u>307,998</u> 繰延税金資産（負債）の純額 <u>164,481</u> (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産 - 繰延税金資産 207,652 固定負債 - 繰延税金負債 43,170 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 49,479 減価償却費限度超過額 11,010 退職給付引当金損金算入限度超過額 110,182 受益証券発行費否認 9,317 投資有価証券評価損否認 67,362 非上場株式評価損否認 58,264 その他投資評価損否認 6,109 有価証券評価差額 343,488 その他 <u>35,808</u> 繰延税金資産小計 691,022 評価性引当額 <u>145,222</u> 繰延税金資産計 <u>545,799</u> 繰延税金負債 前払年金資産認容額 197,633 その他 <u>34,316</u> 繰延税金負債計 <u>231,949</u> 繰延税金資産（負債）の純額 <u>313,849</u> (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産 - 繰延税金資産 35,449 固定資産 - 長期繰延税金資産 278,400 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 役員給与永久に損金算入されない項目 1.75 " 交際費等永久に損金算入されない項目 1.46 " 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.94 " 住民税均等割等 0.51 " 税効果未認識差異 8.60 " その他 <u>0.02 "</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>32.84%</u>
---	---

(関連当事者情報)

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容 役員の兼任等	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	新光証券株式会社	東京都中央区	125,167,284	証券業	(被所有) 直接76.54 間接 7.04	1名	当社設定の投資信託受益証	債券等の現先取引 (注1)	短期貸付金	-

							券の募集・販売	当社設定の投資信託受益証券の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注2）	7,030,935	未払手数料	876,116
--	--	--	--	--	--	--	---------	-------------------------------------	-----------	-------	---------

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- 2．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- 3．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社の子会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	なし	事務所の賃借	事務所の賃借（注1）	130,976	長期差入保証金	87,303
親会社の子会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注2）	46,584	その他未払金	4,076
								ハウジングサービス料支払（注2）	13,704	その他未払金	1,199

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- 2．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- 3．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注４）	科目	期末残高（千円）（注４）
親会社	新光証券株式会社（注１）	東京都中央区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接 76.54 間接 7.04	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	コマーシャルペーパー（注２）	1,996,897	有価証券	1,997,673
							債券等の現先取引（注２）	5,387,067	短期貸付金	-
							当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注３）	4,724,024	未払手数料	445,736

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- １．新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。
- ２．コマーシャルペーパー、現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ３．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ４．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注３）	科目	期末残高（千円）（注３）
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借（注１）	147,330	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注２）	46,584	その他未払金	4,076
							ハウジングサービス料支払（注２）	17,184	その他未払金	1,472

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- １．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

新光証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。

（1株当たり情報）

第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1株当たり純資産額 12,724円01銭 1株当たり当期純利益 879円27銭	1株当たり純資産額 11,670円00銭 1株当たり当期純利益 274円87銭
（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 23,193,034千円 普通株式に係る純資産額 23,193,034千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益 1,602,720千円 普通株式に係る当期純利益 1,602,720千円 普通株主に帰属しない金額 - 千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株	（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 21,271,810千円 普通株式に係る純資産額 21,271,810千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益 501,030千円 普通株式に係る当期純利益 501,030千円 普通株主に帰属しない金額 - 千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株

（重要な後発事象）

第48期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
該当事項はありません	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 中央三井アセット信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成21年6月末日現在、11,000百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成21年6月末日現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
新和証券株式会社	780	同上

西村証券株式会社	500	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
北田証券株式会社	100	同上
岡安証券株式会社	500	同上
三豊証券株式会社	300	同上
八十二証券株式会社	800	同上
三木証券株式会社	500	同上
第一生命保険相互会社	420,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

「基金」及び「基金償却積立金」の総額

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行ないます。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行ないます。

- (1) 募集・販売の取扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- (1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.4%を所有しています。
 - (2) 委託者は、三豊証券株式会社の株式の4.5%を所有しています。
- (注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成21年 2 月27日

有価証券報告書	平成21年 2 月27日
臨時報告書	平成20年12月10日
	平成21年 3 月10日

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	窪田 健一
----------------	-------	-------

代表社員 業務執行社員	公認会計士	三枝 哲
----------------	-------	------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 6 月 2 4 日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員 公認会計士 窪田 健一 印
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 三枝 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの第 4 9 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成20年12月1日から平成21年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成21年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成20年6月1日から平成20年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成20年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)